

て同状を乙銀行に呈示の上金員必要の都度甲銀行宛の手形を振出すときは其有効期間内は極度金額迄は恰も同地に預金を有するが如く直ちに現金を收受することを得べし。以上述べたる信用状の名指人は乙銀行と定められども必ずしも取引銀行とのみ限らず。其發行銀行の支店に宛つるも亦可なり。

通常信用状の宛先地は之を發行せし銀行の支店若しくは取引店ある地方に限れるが故に其設なき地方に對しては全く之を利用すること克はざるが如き觀ありと雖も實際上間接の方法によりて巧に其効用を發揮することを得べし。即ち斯くの如き場合にありては一旦英國貨幣を以て倫敦宛の手形を振出し之を其地の銀行に賣却するものとす。果して然らば倫敦は世界金融市場の中心にして諸國孰れの土地と雖も同地と金融上の聯絡を有せざるはなきにより同地宛の手形ならば各國の銀行皆容易に其買収を承諾すればなり。

凡そ信用状は其種類の何れに屬するを問はず苟も之を發行するに當りては依頼者の信用特に厚きものを除くの外は豫め該信用状面の金額を當座預金として銀行に預かり置き其所有者の各地に於て振出したる手形の支拂に供し若しくは

信用状面の幾部分に相當する現金或は擔保物件を提供せしむるを常とす。又之を發行したるときは同状を其依頼人に渡すと共に別に其所有者の旅行先の主たる市府の銀行本店に向けて同状の番號金額年月日受取人の氏名及署名鑑を記したる通知書を發し更に合言葉をも送ることあり。又時としては其正當所有者の人相書を信用状に添付して詐欺者流の奸計に陥るを豫防し而して若し紛失したる場合には直ちに其取扱本店に電報して支拂を停止せしめ得る等用意洵に周到にして毫も危険の憂あるなし。

第二、巡回信用状(Circular Letter of Credit)とは一通の信用状を以て世界各國の銀行に對し手形小切手を振出し得る所のものにして普通信用状の如く單に其發行者の在外支店又は取引先に對してのみ宛てたるものに比して其範圍甚だ廣く從て其所有者の受くる便益亦實に尠少にあらざるなり。今左に其形式を示さん。

第何號

旅行信用狀

拜啓本狀の末尾に記名せる金尾保殿は本信用狀の正當なる所持人に有之候就ては金參千磅以内にて於て同氏の御請求次第所要の金額(此金額限度參千磅也)同氏振出しの弊行本支店宛の手形に對して御支拂被下度此段及御依頼候也

追而金尾保殿に御支拂相成候金額は此信用狀の裏面へ御記人被成下度本狀の有効期限は本日即ち明治三十五年五月廿五日より同三十五年十二月廿六日に至る迄に御座候
明治三十五年五月二十五日

日本東京

何々銀行

支配人 何某

所持人 金尾保(自署)

本狀第三面第四面に記載せる銀行各位

其第二面は左の如し

支拂日付	支拂行名	市名	金額	金額(數字)
六月廿八日	第一國立銀行	紐育	一金百磅也	\$100. 0. 0.
七月十五日	第二十國立銀行	紐育	一金貳百磅也	\$200. 0. 0.
八月三十日	倫敦銀行	倫敦	一金五十磅也	\$50. 0. 0.
九月十三日	巴里銀行	巴里	一金八十五磅也	\$85. 0. 0.
九月廿一日	獨京銀行	伯林	一金百磅也	\$100. 0. 0.
.....
.....

第三面及第四面は左の如し

國名	銀行名	市名	町名	國名	銀行名	市名	町名
.....
.....

第十七章 爲替手形及信用狀の種類 第二節 信用狀の種類及其變形

	國 名	
	銀 行 名	
	市 名	
	町 名	
	國 名	
	銀 行 名	
	市 名	
	町 名	

欠

MISSING

れ所謂荷爲替信用状なるもの、依て生ずる所以にして斯くの如き場合には先づ自國銀行に就て該信用状の發行を求め之を注文書と共に外國の貨主に送付するものとす。今左に其雛形の一を示さん。

何々銀行信用状

今般貴殿に當銀行宛何某殿の勘定にて何品の船積に對する金高何程迄を限り一覽後何ヶ月拂の手形振出すべき權利を付與致候
此信用状に據る手形は此日付より何ヶ月間に振出し且何年何月何日信用状第何號に據り振出す旨御記載相成度且各手形毎に荷物船積書類一式即ち指圖渡船荷證券白地式裏書を爲せるインヴォイス及海上保險證券若しくは保險に係る報知書を御添付相成度候
而して當銀行は此信用状の條件に遭ひて振出したる手形の振出人裏書人及正當所持人に向ひ該手形附屬の船積書類を手形引受に對し當行へ御引渡相成候はゞ無相違支拂可申事を約定致候又手形買取人は其都度該手形金額を此信用状裏面に御記載相成度候也

年 月 日

何々地
 何々銀行
 支配人 何 某

追而此信用狀の金高支拂済又期限満了の上は當行へ御返却可被下候

右信用狀の送付を受けたる外國の荷主は注文者に貨物を發送する都度其船積書類を添て該信用狀を發行せる銀行宛てたる手形を振出し之を其地の銀行に持參して爲替の取組を依頼すれば該手形の支拂保證をなすものは信用確實の銀行なるに由り外國の銀行にても容易に其依頼に應ずべし。斯くて該手形及附屬書類を外國銀行より廻送し來るは信用狀の銀行に於て支拂をなしたる上注文者に向ひて船積書類引換に同手形の支拂を請求すべし。茲に於てか注文者之を支拂ひ船積書類を受取りて注文の貨物を手入するを法とす。斯くの如くにして彼我の事情互に相通せざるも荷主は毫も遲疑する所なくして貨物を發送し注文者は容易に自國に需要多き商品を輸入することを得茲に貿易上幾萬の取引と雖も

一の滯滞を見るなく迅速且圓滑に之を辨ずるを得べし。
 右説きたる所の信用狀は特に宛先を定めず荷主の所在地に於ける銀行に就て隨意に爲替を取組み得べきものなり。然るに尙荷爲替信用狀中特に定まりたる銀行宛てて發行するものあり。然れども其作用に至りては毫も前者と異なるなきを以て茲に之を省く。
 元來信用狀の性質たる右述ぶるが如く總じて金錢支拂の依頼狀にして指圖式のものにあらず。従て爲替手形の如く支拂人の引受を要せず。不渡の場合に在りても拒絶證書作成の要なく又裏書によりて之を他人に交付することを得ざるべし。以上は法律上より見たる二者の區別なり。而して今之を實際の便宜上より比較せんに其効用稍や相似たるものありと雖も旅客に取りては寧ろ信用狀の方一層利便なるが如し。何となれば若し夫れ爲替に據るときは出立の際各旅行先に於ける必要の金額を豫定して之を取組まざるべからず。従て若し半途にして旅行の計畫を變更するが如きことあらば各地に於ける必要金額に過不及を生ずるの不便ありと雖信用狀に至りては即ち然らず。苟も出立前一度相當の手續

を履めは世界執れの地に行くも立るに其所要金額を辨じ得るの利あればなり。夫の北米合衆國の如きは其人民の性質活潑にして大に旅行を好み年々歳々英國を経て大陸に遊ぶもの頗る多く爲めに信用狀の利用夙に盛んにして今や世界各國六百の都市に向て差支なく信用狀を發行し得るの便を有すと云ふ。豈又盛大ならずや。

第八章 爲替逆戻の矯正

一國の貧富消長は一に貨幣の多少に據る貨幣増加すれば即ち其國榮へ貨幣減少すれば則ち其國衰ふと誤解し只管外國貨幣の吸收に努め自國貨幣の流亡を制せんとせし夫の有名なる重商學派(Mercantile School)の妄は今更に之を解くの要なし。然りと雖も正貨の流亡亦決して之を輕視するを得ず。何となれば若し夫れ正貨濫りに海外に逸して其勢底止する所なくんば金融斗も梗塞して利子歩合騰貴し物價俄に暴落して商工の破綻臻る所に起り遂に一國經濟の基礎を紊亂して恐慌の禍を招ぐの患なき能はざればなり。故に爲替をして常に茲に至らしめざ

るを力むべきは勿論苟も一旦斯くの如き趨勢を醸すが如きことあらば須らく機宜の方策を施らして以て之が矯正を謀ること蓋し銀行其他之が當業者たるもの任務なるべし。今試みに外國爲替逆戻の原因中其主要なるものを擧げんか左の如し。

- 一、物品の輸入超過
- 二、負債の支拂
- 三、金利の低落
- 四、幣制の紊亂
- 五、償金又は貢金の支拂

以上各種の原因に由り爲替逆調を呈するときには則ち其原因の復た其原因に溯りて之が救治を謀らざるを得ず。例へば物品の輸入輸出に超過して金銀の流失を醸すが如きことあらば須らく輸入を抑制し輸出を奨励して以て其權衡を復せんとことを勉むべく外債の償還或は其利子支拂の如き貿易外の支拂多きときは宜しく公債株券の買収を試むべく金利の低落より生ぜる爲替逆戻の場合には速に

利子を引上げ、若し又幣制の紊亂に基くものせば、宜しく貨幣を改鑄し、紙幣を減少して以て其價格の回復を計るべきなり。然りと雖も此等の救済策たる利子引上の場合を除くの外は唯永遠に於てのみ其功を收むべく到底刻下の急需に應じ得ざるは更に又言明を要せざるべし。果して然らば其應急策如何。曰く一時利子歩合を増加して以て外國資本の注入を促すこと即ち是れなり。請ふ左に其然る所以を辨せん。

若し夫れ我國の利子歩合騰貴して外國より高きときは外國其他の場所に於て資本を有する者は之を其地に於て利用せんよりは寧ろ高利の我國に送りて運轉する方利益頗る大なるを以て互に相競ふて資金を我國に投下せんと欲し茲に我國に宛てたる手形の需要頻りに増加すべし。此に於てか我國宛の手形は需給の原則に違ひ漸次其價格を昂めて平價以上に昇り其額愈々多ければ多々益々手形價格の昂騰を見るに至るべし。然るに我國に於ける金利の騰貴たる偏に資本缺乏の結果なるが故に目下支拂の必要に迫らるゝ者の外は何人と雖も亦外國に向けて送金せんとするものなく隨つて手形の需要供給に比して尠なく爲替相場の

低落を來すは蓋し又勢の歇む能はざる所なるべし。夫れ斯くの如く金利一たび騰貴せしか我國に宛てたる手形を以て正貨を取去らるゝの患なきのみならず現貨却て我國に流入し來り又一方には我國より外國に向けて金銀を輸送せんとするの勢を制するか故に彼此相倚り相待つて爲替の逆戻を救済するを得べし。此策は英蘭銀行の屢次行ふて常に好果を奏したる所のものにして現に西曆千八百六十一年英國は米國より多額の棉花及穀物を輸入して巨萬の債を負ひ爲めに紐育に於て英國宛の手形漸次低落して正金輸送點以下に達し勢ひ英國より現金を送付せざるを得ざるに至りしより英蘭銀行は再三再四利子の引上げを斷行したり。此に於てか歐洲の諸國は互に相競ふて資金を英國に投せんと欲し大に英國宛の手形を需要せしかは逆戻の爲替忽ち順適となるを得たりき。然れども利子歩合の増加が爲替上斯くの如き効果を奏するには現金を資本國より投資國に送り他日之を取寄するの費用と其往復の間に於て損する資本國の歩合に對する利子とを除却して尙幾分の餘剩を生ずるの度に達せざるを得ず。然らすんば誰か自から好んで故らに多少の險を冒し勞を投して資を外國に放下するの愚を爲す

ものあらんや。

此金利引上策たる我日本の如く歐米諸國と遠く萬里の波濤を距て、彼我の事情互に相通せざるものにあつては未だ以て直ちに其効を收むること能はずと雖も英國と歐洲大陸諸國及北米合衆國との間に在りては其距離相近うして内外の事情熟知せられ人情風俗習慣制度亦畧ほ相同しきを以て一國の金利騰貴すれば他國の資本忽ち之に走り下落すれば斗ち去て又高利の場所に行くこと恰も水の低きに就くか如く其間一の障礙を見るなく圓轉滑脱頗る自在なりと云ふ。我國に於ても亦近來稍や其形迹なきにあらずと雖も其發達を見るは蓋し容易の業にあらざるが如し。局に當る者豈銳意熱心之を拓き之を導くの策を講せずして可ならんや。(余輩の茲に所謂利子引上げとは即ち其國中央銀行の利子引上げを意味するものにして中央銀行先づ自然の大勢に鑑み利子歩合を増加すれば自餘の銀行亦之に連れて利子引上をなすは之を我國情に照らすも歴然として争ふべからざるの事實なるべし)

右の如く利子歩合を増加するも未だ以て爲替の逆調を醫すること克はずんば

一時自國の公債證書を外國に賣出し又は新に外國の資金を借入れ以て正貨の濫出を防ぐも亦應急策の一に屬す。然りと雖も此策たる唯其國の外國に對する負債を増加して動もすれば累を子孫後世に遺すの憂なき能はざるを以て平素屢次行ふことを得ざるは前章既に説く所の如し。此に於てか彼、我の貿易互に其輸出入期を異にすと雖も一、二年を通して之を觀れば略ぼ相平均するに方りては夫の融通手形の作用に據り一時對手國より借入金となして爲替の不利を救治するこゝとあり。此方法の大に内外市場を融和し手形價格を均一にして投機空商の弊を阻壓するの効あるは曩きに述べたる所の如しと雖も若し妄りに之を用ひて一時の窮厄を免れんとせば他日其支拂に際し正貨輸送の必要を生じて爲替相場の暴騰を促すことなきにあらず之れ亦思はずんばあるべからざるなり。

以上説き去り説き來りたる所のものは普通手形の需要供給より生ずる爲替相場の変動に對する救治策なり。故に若し夫れ其他の原因よりして爲替逆戻を示すか如きことあらば區々たる利子歩合の増加姑息の借金政略焉んぞ克く爲替相場の激變を治するを得んや。須らく其根本に遡りて之が原因を探究し之を改善

三百九十四

して以て矯正の道を圖らざるべからず。例へば其原因貨幣の磨耗若しくは不換紙幣の發行にありとせば直しく貨幣を改造し紙幣を回收すべく若し又金銀比價の變動に基づくものときは宜しく幣制を改めて他國と均一の交換比價を採り若しくは金銀比價の變動によりて毫も影響を受けざるの方法を講ずべきなり。其他國家不穩の徴を示して物情騒然たるの結果爲替逆戻となるに際しては唯局面一轉の機を失つの外又策あるなしと雖も獨り夫の恐慌の襲來より生ぜざる場合に限りては中央銀行の限外紙幣の發行に依り或は外國に於ける借入金的作用により一時其勢を挫折するを得べし。

銀行及外國爲替論終

明治三十五年六月十三日印刷
 明治三十五年六月十五日發行

銀行及外國爲替論附
 定價 上製 金九拾錢
 並製 金七拾錢



著作者 田代 循

發行者 增田 義一

印刷者 青木 弘

印刷所 株式會社 秀英 舍

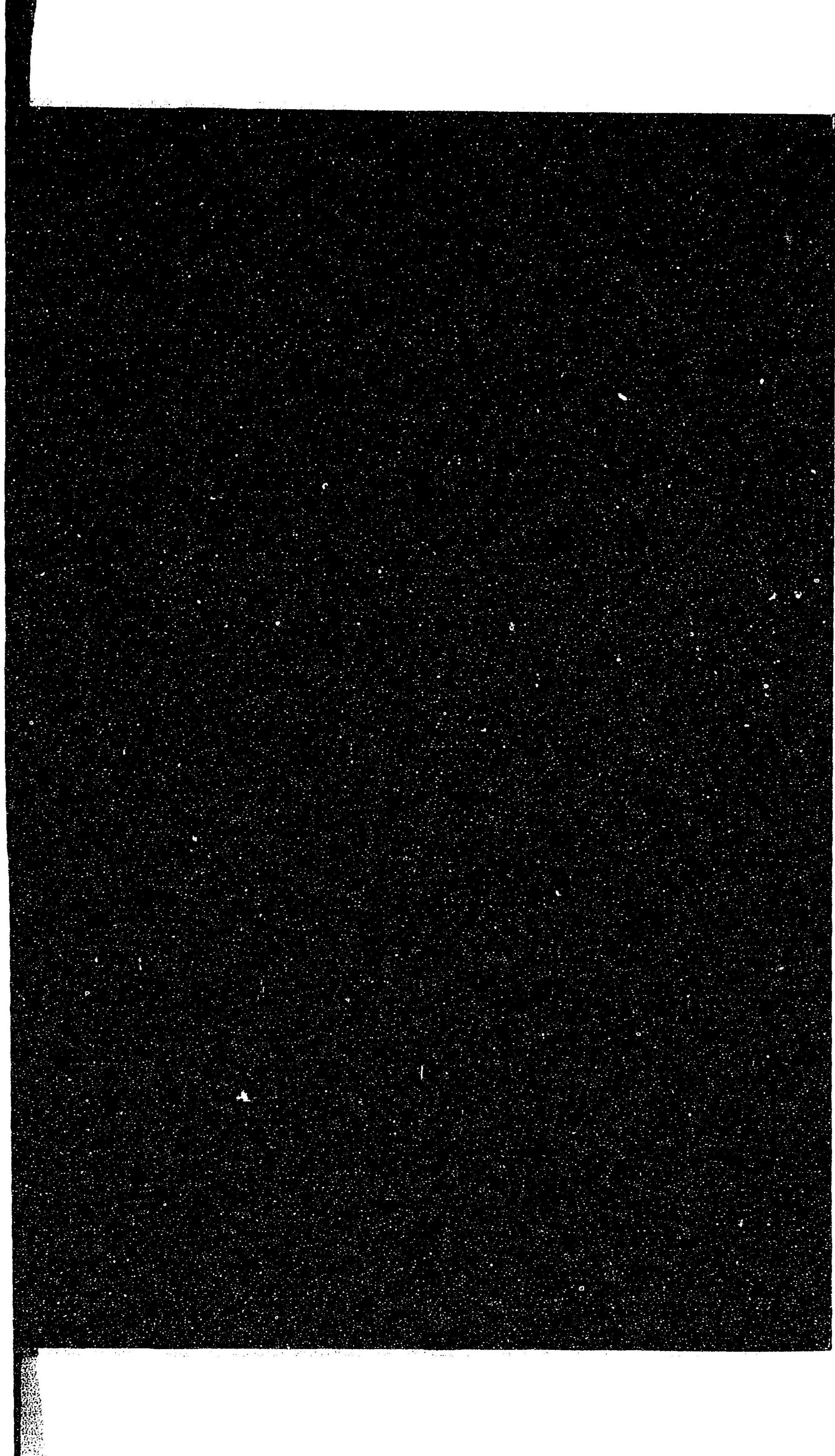
東京市麴町區有樂町三丁目一番地

發兌元 實業之日本社
 大賣捌所 東京堂 北隆館 東海堂 良明堂

電話本局 五百十四番

93

213



93
213



041015-000-7

93-213

銀行及外国為替論

田代 循/著

M35.6

BDF-0131

